

# 議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成28年7月26日(火)  
会議時間 9時59分開会 12時00分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 原 紀夫  
副委員長 : 桜井崇裕  
委 員 : 鈴木孝寿、北村光明、高橋政悦、佐藤幸一  
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件  
(1) 議会運営等の課題について  
  
(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長：(原 紀夫) 議会活性化特別委員会を開く。3月の全員協議会の中で議員定数や議員報酬、委員会の所管、委員の任期等についての項目が挙げられていたが、過日の委員会の中で各委員からどうい  
う問題があるか提起をしてもらった。5名の委員から24項目にわたる問題提起があり、今日は皆  
さんから提起された課題について整理をしていきたい。その後、全員協議会に諮り、特別委員会以  
外の委員の課題等についても明確にしていきたいと考えている。

24項目あるが、この中で必要ないと思うものを言っていく。

3番の「議会報告会と町民との意見交換会におけるテーマの設定」については議会運営委員会で協  
議することになっているので削除する。

5番の「委員会会議録のホームページの掲載」については、すでに掲載している。現在、誰でも会  
議録を見ることができるので削除する。

16番、「一般質問での議員の力量不足による曖昧な表現の是正(議長・事務局長・議会運営委員会  
の裁量権の拡大)」とあるが、今一度この部分についてはもう少し掘り下げてほしい。

21番、「一般質問通告での質問の取り止め要請」ということだが、重複するような質問は度々あり、  
私も対応しているが、同じ問いかけをしても同じ質問をするということではなく、方向を変え、視  
点を変えて尋ねるといふ部分での質問だと思う。この部分については、佐藤委員に話を聞く。

1番から順次進めていく。

1番、「議会の傍聴制度(資料は持ち帰れない、名前の記入)」ということで提起されているが、北  
村委員にもう一度説明をお願いします。

北村委員：現状では資料を持ち帰ってはだめというふうになっていると思うが、そこをもう少し緩和した方  
がいいと思う。名前の記入は強制にしない方がいい。

委員長：名前の記入は強制ではない。資料を持ち帰れないということだが、予算委員会や決算委員会とな  
ると膨大な資料なので、当然持って帰れないと思うが。

【休憩 10：06】

(休憩中、名前の記入は傍聴者数の把握のためとの説明があった。)

【再開 10：08】

北村委員：資料については、一般質問の通告書のコピーなどがあると思うが、それも持ち帰ってはだめとな  
るのでは。

【休憩 10：09】

【再開 10：10】

委員長：北村委員の提起された部分については、持ち帰れる範囲は予算書や決算書以外で渡している部分に  
ついては持ち帰っている。それ以外の部分についても、極力資料については持ち帰れるように検討  
すべきということか。

北村委員：議会傍聴の名前を書くところに張り紙があり、そこに持ち帰れないという記載があった気がする。  
そのことを問題にした。

鈴木委員：貸し出したものは持って帰られたら困る。書き方を事務局で確認してもらっただけでいいのでは。  
委員長：他はどうか。

(同じの声あり)

委員長：北村委員、それでよろしいか。

北村委員：よろしい。

委員長：4番の「わかりやすい議会広報の作成」とあるが、広報委員会等を立ち上げ、きめ細やかな広報紙  
をつくってほしいということなのか。

北村委員：現状ではわかりづらいと思っているので、広報委員会をつくってもいいのではないか。

委員長：議会広報を現状のままにするのか、もう少し町民にわかりやすいように配慮した方がいいのか、意  
見を聞かせてほしい。

桜井委員：現状の広報に問題はない。不具合は感じていない。

佐藤委員：桜井委員と同じ。

高橋委員：実際、議会広報は議運の管轄で編集されている。特に議運の中で問題は出ていないが、例えば機会があればこんなふうにした方がいいという案があれば委員会で議運に申し入れるという方法もあると思う。

鈴木委員：ここ最近是一般質問が多いが、質問と答弁を見ていくと整合性が取れないところが現実にある。現実的な考えをしていくと、編集は議会ではありえないので難しいところだと感じている。そうなると、膨大な量を出さない限りわからない。今のやり方がいいか悪いかは難しいが、紙面の限界があると考えている。どちらかという、現行のまましかない。

委員長：私も以前からずっと思っていたが、一般質問を1時間半するとA4原稿25・26枚くらいになる。それを広報に載せるには、鈴木委員が言われたように膨大な量になる。その範囲をどこで止めるかについて、芽室町でも苦労している。一般質問をする際に掘り下げた部分まで若干入った方がいいのではと常々思っている。1つの方法として、1回目の答弁書を出してもらおうと、2回目の質問が今までと違ってより深みのある質問ができるので、この辺をやるべきだと思う。

また、広報委員会をつくるのもいいが、積極的に編成会議を開いて素晴らしいものができるのかとなると、大変難しい作業だと思う。

大方の意見としては、現状の広報紙でやむなしということだと思う。高橋委員が言われた方法も問題提起をして議会運営委員会へ提起することもありかなという気がするが、もう一度意見を聞く。

北村委員：答弁書を用意してもらうことと、再質問のことにに関しては関連があると思う。今の議会広報でやるのであれば、一般質問の内容についても議会の中で再質問をしたことも含めて文書校正をしなければならぬ。それに対する理事者側の答弁が一つで終わってしまっているところに歯がゆさを感じられる。再質問をした部分、答弁に対する再質問が多少考え方が違う部分を反映できるようにしてほしい。

委員長：再質問を含めてという部分については、一般質問が終わってから10日以内に議会へ提出する中に「再質問を含めて書いてください」と書いてある。私も提出する際に、そこを一番気を付けている。一番聞きたかったことを入れる努力をしている。

鈴木委員：9番に出てくるモニター制度ではないが、町民はどう考えているのかを考えた時に、それを聞き入れるシステムは議会広報の中にはない。広報について町民に一度聞いてもいいと思う。

高橋委員：私が言っていた17番のルールを町民は理解していない。広報の中で毎回ポイントを絞って、ルール等を載せるのも広報の大事な役割だと思う。一般質問の内容を間違えて捉えられないようにしていくことも大切だが、最後に「一般質問に関して細かく知りたい場合は、インターネットで見直してください」という一文を入れるなどしていかないと、ページ数が多くなったり、いろいろな問題が出てくる。広報としてやることを考えると、メニューを絞って一般質問に偏るのか、若しくは議会として知らせたいことを知らせるように構成していく方がいい気がする。

委員長：全体的に意見を見ると、ページ数を増やしていかなければ難しい面が出てくるという気がする。過去に表彰を受けていたものは、きめ細かい配慮がされ、カラー印刷やページ数も多かった。町民からの意見もあり、私も議員になる前にカラーでA4の8割を書かせてもらったことがあるが、町民はそういうものに目を通す。芽室町議会もモニター制度があり、意見を広報紙に載せたりしている。今後は入れていくべきではと思う。

【休憩 10:23】

【再開 10:28】

委員長：前回の委員会で各委員から提起された24項目の整理の仕方について再度確認させていただきたい。最初に、24項目のうち必要のない部分を提起した。それ以外の部分の進め方として、今後も継続して協議していくものと、協議の必要がないものを決めていく方法がいいのか。または、一つ一つを掘り下げて結論を出していく方法がいいのか確認したい。

高橋委員：最初に色分けをして、時間になるまで順次どう進めるか決めていけばいい。

委員長：どこで止めるかによって変わってくるので、委員長としては大変難しいと感じているが、そういう方向でよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：議会広報の関係については、今日はこれ以上掘り下げない。今後、続けて協議をしていく。

2番を飛ばしていたので、2番に戻る。2番の「一般質問の答弁書の必要性」については、私が先ほど触れたことを指しているのか、北村委員に尋ねる。執行側から1回目の質問について答弁書を徴収するということか。

北村委員：はい。

委員長：管内的にみると、答弁書を事前にいただいている議会も結構あると把握している。以前、このことについて主張したが多くの議員が捌れ合いになるからと否定された経緯がある。皆さんの意見を聞きたい。

北村委員：答弁書は執行側で調整をかけて最終的に決めた確認事項だと思うので、それに沿って町長以下、課長職も答弁するという事だったと思うが、質問から外れた答弁がされていることがあると感じる時がある。

委員長：それで答弁書が必要だということか。

北村委員：はい。

委員長：桜井委員はいかがか。

桜井委員：事前に一般質問の通告をして、それに基づく執行側の答弁書を先にいただくということか。

委員長：それは、何日前にもらうということではなく、1時間前というところもある。

北村委員：数値的な答えが聞きにくいことがある。

鈴木委員：私は答弁書があったら困る。質問したいことは数字も全部つかんだ上で質問をしているので、それに対してどういう考えを持っているか、どういう進め方でやっているのかを聞きたいと思っている。質問する以上は最大限調査した上で質問することが大前提と考える。変に答えをもらおうと自分がどう質問して、どういうふうにしたいかから外れた議論になっても困る。

高橋委員：答弁書に関してはあってもなくてもいい。町民が知りたいのは、議員が一般質問する内容の結論。結論を知りたいが、往々にして質問をしっぱなしでošimai。答弁する方も最終手段は「検討します」で終わったり、結局結論が見えないで終わることが多々ある。それが町民にとって不満でもあるし、議員がそこをいかに結論まで導く質問を続けるかというところにあると思う。答弁書もらった後に作戦を練ることはできると思うが、なくてもできると思う。

佐藤委員：高橋委員が言われたように、答弁書については、あってもなくてもいい。出てきた中で再質問が変わることもある。あった方がいいという気持ちもあるが、そのことについては考えながら質問をするので、あってもなくてもいい。

委員長：答弁書があった方がいいか、ない方がいいかで結論がわかれているが、継続協議とするか。

(はいの声あり)

委員長：6番、「請願者による趣旨説明機会の設定」ということだが、このことについて意見を伺う。

鈴木委員：趣旨説明機会の設定は委員会でするはずなので、必要に応じて呼ぶという今の状態が一番いいのでは。

委員長：前回の議会でも北村委員が相当苦労されて、何本も出されている。あれだけ受けると私は大変だと思う。議会に出せば通してくれるという単純なものではなく、請願をするからには議会に向いて深刻な状況を説明し、納得してもらうことも必要だと思う。

加来議長：過去には、提出者を呼んで調査したこともあった。

委員長：今後、事案にもよるが必要だと思うものについては来てもらうこともありだと思ふ。

北村委員：請願書の説明については、どこの場で説明を受けるのか。本会議の時に紹介議員が紹介したあとに説明員に説明を求めることができるのか。

委員長：委員会として請願者に来てもらって説明を受けることが過去のやり方だと思うが。

加来議長：請願の取り扱いについては会議規則で決まっている。紹介者は本会議で提出趣旨説明をするが、委員会に付託した時点で提出者を呼んで内容を審査していくという形になる。

委員長：北村委員、それでよろしいか。

北村委員：よろしい。

委員長：この部分については現行のままでよろしいか。

鈴木委員：委員会の判断でいいと思う。

北村委員：請願の趣旨の文書と提出する意見書の文書があるが、その修正の部分については紹介議員としてはできない部分もある。意見書の文書を削ったり、増やしたりは、紹介議員としては辛いものがあると感じた。

委員長：今、北村委員が言われている部分については、請願者に文書の表現を含めて変えてもいいという約束はある程度できているのか。

北村委員：そこはしていない。

委員長：そういう事案であれば、事前に請願者に来てもらって委員会で説明を受ける必要があると思う。

北村委員：委員会の中で質問をされて答えている時に、自分の理解そのものが正確ではなかったケースもあった。例えば、公共サービスとは何かという定義付けのところ、認識が間違っていた部分もあったし、他の委員の認識とも違った。その議論の出発点が整理されていないから、書かれている文書の定義付けがきちんとされず、わからないところで議論しているということになってしまうという感じがした。

鈴木委員：紹介議員の役割はそういうことも含めて説明できなければならないのであれば、紹介議員として受けない、若しくは分散するなどしていただかないと、そのためだけに議論をするのはおかしな話になる。

委員長：請願を受ける際には、そういうこともじっくりと考え、受けた人は重荷になるような部分があっても自分では説明がつかないというような部分については、請願者に来てもらって説明してもらうなど必要ではないか。

【休憩 10：45】

【再開 10：49】

委員長：6番、「請願者による趣旨説明の機会の設定」については、継続して協議を行う。

委員長：7番、「町民の声を聴取する場の設定」については、議会報告会では足りないから別の方法を考えてと言っているのか。説明をお願いします。

北村委員：どういった例があるかは具体的に思い浮かばないが、3番と関わる。議運でやることになるかもしれないが、テーマを設けて意見交換会を設定してほしいという意見が出ていた。例えば、人口減少問題や一般質問で話題になっているものについてなど。

高橋委員：これについても、当然、町民の声を聞かなければならない。機会を限定せずに常に聞いていなければならないので、手法については継続審議していけばいいと思う。

鈴木委員：議会広報の関係も当然同じだと思う。町民の意見を聴取する場の設定は、人が集まるのか書類でやるのかで同じことだと思う。4番と7番は関連してという形でもいいのでは。

委員長：この部分についても継続して審議をすることにする。

委員長：8番の「政務調査費の改善」は、わが町は政務調査費はない。新設するか意見を聞く。

桜井委員：清水町の場合は定数が13人で、会派的なものはない。それぞれ議員の裁量に応じて活動している。活動が広範囲に及ぶことと、議員資質が求められると思う。その中で、所管の委員会に所属し、いろいろな調査をする際は経費も出る。ただ、それぞれの政務活動費用を提唱するとなると、世間であるような報告の関係からいろいろなことが発生する中で、果たして一町村議員としてどうなのかという思いもある。

委員長：現状での政務調査費については、なかなか考えづらいのではないかとということか。

桜井委員：政務調査費については議論するかしないかということを決めた方がいいと思う。

委員長：政務調査費は議論するかしないかについてのみに聞く。

佐藤委員：必要ない。

高橋委員：前段の3月の全員協議会で挙げられた項目の中の議員報酬と絡めて議論するのはやぶさかではないと思う。

鈴木委員：議会改革をしようとしている中で、政務調査費で議会改革になるとは思わない。議会が活性化した次の段階のものなので今の段階では不要。

委員長：今、高橋委員が言われたように、議員報酬と絡めて必要か必要ではないかということになるとどうか。

鈴木委員：議員報酬と政務調査費は内容が違うので不要だと思う。

委員長：継続して話し合いをする必要はあるか。

高橋委員：必要がないという話を聞いたが、実際の話、それは優先順位の話であって、あとに回せばいい。今、ここで何も検討しないで否定することにはならない。

委員長：そのようにする。

委員長：次に、9番の「議会サポーター制度・モニター制度」について、本町の議会に今後設けるべきか意見を聞く。

鈴木委員：サポーター制度の意味を教えてください。

【休憩 10:58】

【再開 10:59】

鈴木委員：すぐつくってもうまく機能しないと思っているが、検討はしていくべきだと思う。

委員長：この項目についても、今後検討していくことにする。

委員長：次に、10番の「議員の資質向上」について桜井委員に説明をお願いします。

桜井委員：これについては、選挙で4年間付託を受け、議員活動の良い、悪いは4年後に結果が出るという思いの中で議員活動はされるべきと思っている。常に町民から見られているという思いはそれぞれ必ず持たなければならぬことは認識しているが、あまりにも意識しすぎると、かえって自分の考えと違うことになりかねないこともある。また、責任の重さもあるので、それなりに議員活動をし、勉強しなければならないと思う。私も新人なので、自分の思っていた議員活動の内容と違って戸惑う部分もあるが、その中で一つひとつ解釈しながらやっていくことが極めて大切などころでもあるし、所管事務調査や議員研修等で習得することも大切だと思う。幅広いと言われればまとまらないことだが、議員としての裁量が極めて求められているのではないかと思う。

委員長：そのために、特別委員会の中でどういうことを提起すべきなのか。

桜井委員：3月の全員協議会の際に定数や報酬などを含めて、今、清水町にとってどういう議員が求められているのか。どういう議員に期待するか。町民の考えをもっと知りたい。

特別委員会の中では、定数や報酬を審議されていくと思うが、その中で本町において今後、どういった議員が必要なのか。定数や議員報酬などで議論されると思うが、女性や若い人なども含めて、少しでも多くの議員立候補者を出してもらうためにということも議論されると思う。

委員長：桜井委員の提起についてどう考えるか。全体的に議会議員が活動していることに対して、町民がどういう認識をしているのかを他の町村でやっているような項目を設定してアンケートを行い、全町民に配付して集計したデータを基に町民の意見を把握する方法もあるし、集会を開いて意見を聴取するなどいろいろあるが、もう少し掘り下げて継続していくか。

桜井委員：何か提起する項目がないかということを出したが、これは定数や報酬を議論する時に求められてくるので、この部分については、協議の継続ということではなく、その時の私の考え方ということで理解してほしい。

委員長：載せなくていいということか。

桜井委員：はい。

北村委員：議員の資質向上については個々の議員が努力すればいいという言い方がよくされると思うが、実際に執行側と議会という2元代表制がある中で、議会としての役割は何か。個々の議員の主義や意見等は多彩であっていいと思うが、共通した認識のところを共有する場があってもいいのではないか。例えば、議会のあり方をどう考えるべきなのかという講演を聞くとか、大学の先生の話や他町の議会の取り組みを聞くなど、そういう場が具体的な例としてあってもいいのかなと思う。

高橋委員：議員の資質向上は当たり前の話で、皆どんどん勉強していかなければならない。私のつたない経験上、ある委員会で意見を述べると「昔からこれでやっている。だから問題ない。」という回答で、新しく一歩進み出そうということがなかつたりする。そういうことではなく、今まで議員として、過去の先輩方がつくり上げてきたものを笠に着て先に進もうとしない。それは資質向上にはつながらない。その辺の問題点を洗い出して検討することがこの会ではないかと思う。この項目がまさしくそれではないかと感じている。

委員長：桜井委員は定数・報酬等の議論で出てくるものだろうと思っていたので、この分については外していいという話をしているが、高橋委員の考えからいくと、継続してやっていくべきものだという認識である。

【休憩 11:08】

【再開 11:22】

委員長：10番の「議員の資質向上」については、今後についても継続して議論を深めていくことにする。

委員長：11番、「町民が関心を持てる、町民目線に立った議論」ということで、説明をお願いします。

鈴木委員：11番「町民が関心を持てる、町民目線に立った議論」、12番「町の現状を考えての議会運営」、13番「町の未来を見据えた議会」の問題点がどこにあるか考えたことに対して、14番「中学生に

よる模擬議会の実施、15番「女性団体との懇談会など議会から出向く取り組み」、16番「一般質問での議員の力量不足による曖昧な表現の是正（議長、事務局長、議会運営委員会の裁量権の拡大）をやるべきだということなので、11・12・13番は割愛してもらっても構わない。

14・15番も似たようなものなので、一緒に考えてもらえればと思う。議会は報告会等を開催することも大事だが、こちらから出向くというような姿勢で、議会を理解してもらうために若い人や女性団体との懇談会を一つにまとめてもいいと思う。

委員長：先ほどから鈴木委員が言われているように、11・12・13番は当然のことながら議会運営を含めて町民目線に立っているいろと議論をしてもらわないと町民にはわからないということがあるので、将来の議会をしっかりと見据えてやっていくことがこれからの議会を育てていくということになるので、この部分については、そういうことだろうと思う。

したがって、今提起されたように14・15番の一つとして皆さんの意見を聞きたい。

中高生による模擬議会の実施、女性団体等との懇談会など、議会が出向いて行って取り組むということについての提起をされているが、このことについて意見を聞きたい。

高橋委員：やるべきことのひとつの方法だと思うが、これを表に出すにあたって、女性団体など男性・女性という表現はいかなものかと思う。一番取り組みやすいと思うので、手法に関しては、今後検討していくということは決して悪いことではないと思う。

委員長：ここは他の町でも重点的に進めている。うちの議会も12月の定例会に中学生が入っているが、感想も皆さんの手元に届いていると思う。敏感な受け止め方をしている子どもも結構いるので、選挙権の年齢も下がり、非常に重要なことだろうと思う。これについては、7番に含めて協議をする。

委員長：16番、「一般質問での議員の力量不足により、曖昧な表現の是正、議長・事務局長・議会運営委員会の裁量権の拡大」について、説明をお願いします。

鈴木委員：1つ目は、自分でもよくあるが、一般質問の中でとりあえず「お願いします」という感じで、質問になっていない形になるので、議長の裁量の中でしっかり止めてもらわないとだめだと思っている。それに対しては誰もが納得するだろうということがある。

2つ目は、旧羽帯小学校の解体について、予算委員会の時は良い悪いと言っているわけではなく、議決をした後に出てしまっているのは、再審議しているような感じに見えてしまう。こういう時には、例えば、問題点はどういう手順を踏むのかということであって、表に出てしまうと一度審議したものを再審議していると思えるので、その文言を変えるべきだと思っている。その時は議長若しくは事務局長のチェックを受けた上での議会運営委員会で全部通ってしまったのは、町民にある意味誤解を与えてしまう。これは、議員としていかなものかと思うので、議長、事務局長、議会運営委員会の3つの厳格なルールづくりをしっかりとやってほしい。

委員長：要は、執行側が町民の意見を聞く立場になっていないということ。3月に議決をした後、相当前向きな提起が町民からされた場合には、期間が相当あるので、入札が入っていない段階では方法はあると認識している。

鈴木委員：その案件を言っているわけではない。議会で一度審議してしまったものを再度ひっくり返すということにはならない。しかし、その後のプロセスをどういうふうに持っていくかというのは上手ではなかったと思う。私はその経過を知らないのですが、それだけを見た時に、議会で一度議決しておいてまたと言ったら誤解を招いてしまう。今回の出し方も含めて、本来は売却、解体をする時にどういう手続きを踏むかという質問だったらよかったと思う。往々にして、1、2個前の議会になると、必ず同じようなことを言う場合も中にはあるので、そこは一般質問でもしっかりとチェックをしてほしい。そうしないと、一時不再議の原則に反してしまうという危惧があった。

高橋委員の議会ルールを町民は理解していないというところで、先ほどの桜井委員の議員の資質や勉強不足にも絡んでくるので、16番は2番と兼ねてもらってもいい。

北村委員：議長・事務局長・議会運営委員長の裁量権の拡大というのは、本来の議会活性化特別委員会の趣旨と逆向きではないか。裁量権を拡大するということはどうなのか。むしろそれは反対したい。力量不足による曖昧な表現の是正については、これまでも何度もされてきている。具体的に私の一般質問のことを取り上げられたので言うが、それは過去においても取り下げた一般質問もあるし、私からすれば今でも十分裁量権は大きくあると思う。議員の一般質問が町民にわかりやすいような質問をするための字句修正や表現の是正については、これまでも議長、事務局長はしている。それに応じられるものについては応じてきた。

もう1点は、根本的な意見の違いになってしまうかもしれないが、予算委員会で議論されたことを蒸し返したという捉え方をしているのであれば、それは当たっていない。それをやめてほしいと言

ったわけではなく、そういうふうに町民との意見を聞く場がいくつかあったが、それについては聞く場はないのかという話を、少し余裕を持ってやってほしいという質問をした。問題は、事業計画書を出していないという方向に捻じ曲げられてしまったという印象。その辺は議員の力量不足なのか、攻めどころが悪かったのかもしれないが、これをルールの中で規制していくのはいかなものか。

高橋委員：いずれにしろ、2つの意見が出たということは、要検討項目であるということは間違いないので、検討に載せるということではいいのでは。

委員長：高橋委員の意見のとおり、継続協議ということによろしいか。  
(よろしいの声あり)

委員長：17番、「議会ルールを町民は理解していない」ということだが、説明をお願いします。

高橋委員：これは、私が直接町民からよく聞く話で、町民は議員に言えば執行側に伝わるというイメージを持っている人が多い。表舞台に立たせるにはそれなりの段取りがあって、質問をするにしても予算委員会の時は1問に3回までというルールがあり、答弁のらりくらりだと知らないうちに3回使ってしまうなど、細かいルールもわかっていない。議員の中でも忘れてしまうこともよくある話で、その辺のルールを町民へ知らしめるべきだろう。それが活動につながっていくのではないかと思う。理解してもらおう努力をしないで勝手に議会が動くのは、開かれた議会ではない。それには何をすべきかを検討していきたいという意味である。

委員長：これについて、どういう扱いをするか。

鈴木委員：4番のわかりやすい議会広報に関連していくのでは。4番も含めて、ルールをどう周知していくか。

委員長：議会のルールを町民が理解するためにはどうするかについては、議会広報をとおして理解してもらえるように努力をするということで、このことについても今後、継続して協議をすることによろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：18番、「常任委員会決定事項に対する意見への批判」とはどういうことか。

【休憩 11：41】

【再開 11：41】

高橋委員：18番「常任委員会決定事項に対する意見への批判」、19番「いろいろな会議の持ち方の見直し」、20番「全員協議会での議員間の積極的な意見交換」については、委員会経由の全員協議会等があった時に、委員会の意図が伝わらないことがよくある。それは、議員間の議論が足りないのではないかということで、実際の話、会議の持ち方として10分で終わるような会議はなるべく避けてもらいたい。せっかく時間をつくって来るにあたって、もっと中身のある、若しくは10分で終わった時は他の会議と一緒にやるなどしてほしい。全員協議会では執行側から言われた議件をやり、一番下に「その他」とあるので、議員の方からも1週間前に議長へ連絡し、議題として挙げてもらうというやり方もいいのではないか。議会の会議の持ち方を新しく検討していきたい。

委員長：過去に、全員協議会での議論も含めて、以前はこういうことはあまりなかったが、若い議員の積極的な発言が増えてくるにしたがって、昨今の全員協議会では揉める事案が多いと受け止めている。18・19・20番はまとめて継続して調査することにしたいと思うが、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：21番、「一般質問での質問の取り止め要請」については16番にも絡む。他の議員と重複する質問をしてはならないという言い方は、議長、事務局長を含めてしていないと私は認識している。私も重複する質問がよくあったが、そういう対応をしているが、佐藤委員の捉え方は違うのかどうか聞きたい。

佐藤委員：議会活動の一環として、町民の代弁をしていることを踏まえて議員をやっている。一般質問の重複質問の許可がほしいということについては、一つの問題に対して、各議員で視点が違う。通告の時に他の議員がやるのでやめてほしいと言われて取り止めるが、視点が違うので、重複した質問についても許可してほしいと考えている。

具体的な問題点として、町長の公約問題で、町長の対抗馬にも公約がある。勝った町長は相手方の公約を取り入れることはできないかという質問をしようと思っていたが、ストップがかかった。そういうことだと町民の代弁にはならないので、そのことについて聞きたい。



委員長：私も過去に同じ質問を何度かしたことがあるが、ブレーキがかかったことはない。町長も相手候補の公約について、十分参酌をして取り組むという話をしていたので、その辺が理解できない。

【休憩 11：48】

【再開 11：53】

委員長：佐藤委員の提起された 21・22 番については、それ以前の項目の中でも重複して協議できる部分があるので、この中で協議を深めていきたいがよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：23 番、「過去に実施した各種団体との懇談会の実施」についてはどうするか。

佐藤委員：各種団体との懇談会を御影・清水で実施したが、スポーツ団体や商工会青年部など、指定して行ったところについてはタイトルを決めてやれるので、素晴らしい話し合いだったと思う。引き続き議会としてやってもらいたい。

委員長：議会報告会をやる以前に各種団体に行ったことがあるが、そのことを言っているのか。

佐藤委員：そのとおり。

委員長：これについてどう進めるか。

鈴木委員：7 番の「町民の意見を聴取する場の設定」の中で検討していきたい。

委員長：鈴木委員の意見のように進める。

委員長：24 番、「初回質疑からの一問一答の導入」については、臨時議会や補正予算等についての質疑について言われているのか。

佐藤委員：今の議会の一般質問のあり方については、全項目を一括して質問し、再質問の時は一問一答というやり方だが、いろいろな方に聞くと、「何を言ったかわからない中で、何番目と言われても聞きづらい」という意見をもらった。それであれば、はじめから一問一答方式でやった方がいいと思う。

鈴木委員：質問の内容について協議をすることでいいと思う。

委員長：これについても継続して協議をする。

委員長：24 項目にわたって皆さんの意見を聞いた。事務局に整理をしてもらい、次回の全員協議会かけたいと思う。

鈴木委員：3 月の全員協議会で上げられた項目の中で、1 番「議員定数」・2 番「議員報酬」・4 番「委員任期」は継続審議していかなければならない。3 番の「委員会の所管」については、来年が改選期になるので、これを次回から行い、できるものからどんどん検討・検証に入った方がいい。12 月の定例会で変えないと間に合わない。その了解を得て、次回以降検討してもらえればと思うがいかがか。

委員長：3 番の「委員会の所管」については改選期が迫っているということを含めて、早急に手を打たなければならないということだが、提起された項目と同列で進めてよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：3 番の「委員会の所管」については、先ほど協議した項目に合わせて協議していくことにする。

加来議長：今の委員の任期や所管については議運にも携わるところなので、議運の委員長と話をしてほしい。

委員長：以上で、第 2 回の議会活性化特別委員会は終了する。